

## 第2章 本県の環境の概況

### 1 地球環境

#### (1) 地球温暖化

県では、「宮崎県環境計画」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、目標達成のために地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行うとともに、NPO法人宮崎文化本舗を宮崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定するなど、地球温暖化対策を推進しています。

平成23年度の県全体の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は約1,017万トンで、基準年の平成2年度（代替フロン類は平成7年度）に比べて約40%減少していますが、これは、平成11年に県内企業の工業プロセスからの一酸化二窒素の排出量が大幅に削減されたためです。

#### (2) 酸性雨

酸性雨対策として、平成3年度から継続的に広域調査を行っていましたが、県内の酸性雨の状況がほぼ同じであるために、平成14年度からは県の測定局1地点及び国の測定局1地点の合計2地点で監視を行っており、平成25年度の結果は全国の平均値と同じレベルでした。

### 2 生活環境

#### (1) 大気

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気及び自動車排出ガスの常時監視測定局並びに大気環境測定車で継続的に大気の状態を監視しています。

平成25年度の大気の状態は、二酸化窒素及び一酸化炭素については、全測定局で環境基準を達成しました。光化学オキシダント及び微小粒子状物質（PM2.5）については、全測定局で環境基準を達成しませんでした。二酸化硫黄については、1測定局で、浮遊粒子状物質については、2測定局で環境基準を達成しませんでした。

#### (2) 水質

水質汚濁防止法の規定により水質測定計画を策定し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。

平成25年度の公共用水域の水質の状態は、代表的な水質指標であるBOD又はCODでみると、県内全ての水域で環境基準を達成しました。

地下水の水質状態については、調査した139本の井戸のうち、砒(ひ)素及びふっ素について1本、砒(ひ)素について3本、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物について12本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について5本が環境基準を達成しませんでした。

#### (3) 騒音・振動・悪臭

平成25年度に県及び市町村で新たに受理した公害苦情1,495件のうち、悪臭に係るものは197件、騒音に係るものは88件、振動に係るものは10件でした。

#### (4) 地盤沈下・土壌

地盤沈下については、昭和55年度から平成15年度まで宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域において1級水準測量による地盤変動調査を実施しましたが、近年では、地盤沈下現象は観測されていません。

また、土壌汚染については、昭和51年度から53年度までで土壌汚染防止対策事業を完了し、さらに平成3年からは公害対策基本法に基づく環境基準により、事業者等で市街地を含めた土壌環境保全の取組がされてきました。また、平成15年2月には土壌汚染対策法が施行され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組がなされてきました。

平成25年度末現在、同法に基づく基準に適合しない区域として指定された区域は、県内で4ヶ所あります。

### (5) 廃棄物

県では、廃棄物の排出抑制やリサイクルの積極的な推進を図るとともに、排出された廃棄物については、適正処理に向けた監視や指導を行うなど、各種対策を推進しています。

平成24年度における一般廃棄物については、家庭などからのごみ排出量が約41万3千t、し尿等の収集量が約35万k1となっています。

また、事業活動に伴い発生する産業廃棄物の平成24年度における排出量は、約601万tとなっています。

## 3 自然環境

### (1) 野生動植物

本県の気候は温暖多雨であり、また標高1,500m前後の山岳が連なっているため、植物相は多様で、照葉樹林の自然植生のほか、沿岸部ではビロウ、ハカマカズラ、ハマオモトなどの熱帯性、亜熱帯性植物もみられます。また、本県の北～西部の山地帯の温帯性夏緑広葉樹林には、ブナ、ミズナラ、シナノキなどが生育しており、ブナクラスの南限域となっています。

県内で生息が確認されている動物では、哺乳類のニホンカモシカが国の特別天然記念物に指定されているほか、鳥類のクマタカ、ハヤブサ、ヤイロチョウなど種の保存法指定種も含まれています。また、両生類では環境省レッドリスト掲載種のオオイタサンショウウオ、ベッコウサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオなど、は虫類ではアカウミガメ、アオウミガメ、ニホンスッポンなど、昆虫類ではグンバイトンボ、ルーミスジミ、タガメなどの希少種が生息しています。

なお、県では、平成12年に県版レッドデータブックを作成し、希少野生動植物保護の啓発を行っているほか、平成18年4月には、野生動植物の保護に関する条例を施行しました。

さらに、平成20年3月には県版レッドリストを、平成23年3月には県版レッドデータブックを約10年ぶりに改訂・公表しています。

### (2) 自然公園等

本県には、国立公園が霧島錦江湾国立公園1か所、国定公園が日南海岸国定公園など4か所、県立自然公園が尾鈴県立自然公園など6か所あり、平成24年には約942万人の方々を利用しました。

また、平成25年度は、自然公園等の維持管理や利用施設の整備を行うとともに、九州自然歩道において歩道橋の設置等を実施しました。

## 4 景観、文化財等の快適環境

本県は自然環境にも恵まれており、「青島亜熱帯性植物群落」など国指定の特別天然記念物4件をはじめ、国指定天然記念物44件、国指定名勝4件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定天然記念物21件、県指定名勝7件などがあります。

また、歴史的にも貴重な史跡などの文化財が数多く分布し、重要文化財(有形文化財)17件、重要有形民俗文化財3件、特別史跡1件、史跡22件が国指定となっているほか、国選定重要伝統的建造物群保存地区3件、国選定重要文化的景観1件、県指定有形文化財60件、県指定史跡が96件あります。